

令和2年7月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年7月17日（金曜日）

令和2年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月17日(金曜日) 午前9時00分～午前9時29分

2 開催場所 南大隅町中央公民館 大会議室

3 (1) 出席委員(12人)

| | | |
|-----|-----|-------|
| 会 長 | 13番 | 橋口初男 |
| 委 員 | 1番 | 吉永一雪 |
| 〃 | 2番 | 富田良成 |
| 〃 | 3番 | 北之口洋一 |
| 〃 | 5番 | 淵脇耕二 |
| 〃 | 6番 | 溝田耕一 |
| 〃 | 7番 | 東山崎勝一 |
| 〃 | 9番 | 松山和子 |
| 〃 | 8番 | 田淵哲朗 |
| 〃 | 10番 | 徳留徳次 |
| 〃 | 11番 | 後藤望 |
| 〃 | 12番 | 横原洋伸 |

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 戸島 和則
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第128号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第129号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第130号 非農地証明願いに係る証明について

議案第131号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年7月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、12番の横原委員と1番の吉永委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第128号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが3件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第128号 議案書の読み上げ)

3ページの集計表、受付番号1番からの受付番号3番の資料については、それぞれお
目通しください。

また、別添の調査書についても、受付番号1番から受付番号3番まで、それぞれの審
議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めますが、受付番号1番から3番まで一括
で報告をお願いします。

11番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

11番： 11番、後藤です。7月13日に〇〇さん、大内山推進委員、3名で現地を調査しまし
た。現地は、〇〇線の〇〇から山手に約100m上った〇〇にあります。〇〇さんから〇
〇さんが借りていましたが、〇〇さんが亡くなった後、荒れた状態になっております。
調査の意見としまして、〇〇さんは隣接地でアボカドを栽培しており、当該地が荒れて
いるのを見かねて、購入するとのこと。〇〇さんは、近年、〇〇集落内などで様々
な作物を栽培しており、熱心に農業に取り組んでおられます。許可申請を認めることに、
何ら支障はないと考えます。

議長： ありがとうございます。
次に受付番号2番の報告をお願いします。

8番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

- 8 番： 8番、田淵です。7月14日に譲受人の〇〇さん、田島推進委員の3名で調査をしました。当該地は〇〇の入り口付近で、近くに集落はありません。隣接地は5月にも3条申請がなされた場所です。3年程前に売買は行われていたものを、今回、申請するものです。元々は畑地ですが、ヒノキが植林されて山林化していたものを、譲受人が造成し、畑地に復旧されています。調査の意見としまして、譲受人は隣接地に〇〇を経営されており、今後、さらに拡張される予定であること、また、地域農業の発展には協力することのことで、何ら問題はないと考えられます。以上です。

議 長： ありがとうございました。
次に受付番号3番の報告をお願いします。

- 6 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

- 6 番： 7月15日に現地調査をしました。申請地は、〇〇線の途中で〇〇集落の南側の農道を南へ約100メートル入った場所にあり、周りは全て水田で、譲受人所有の〇〇番〇と〇との一枚田の北端で、現在は水稻が作付けされておりました。調査の意見としまして、譲受人は〇〇に在住ですが、週に数日、申請地近くの実家で農業を営んでおります。譲渡人は県外在住で、高齢でもあり帰郷の予定もなく、申請地の処分を考えておられました。譲受人の水田と一枚田であることから、今回の所有権移転となりました。譲受人は〇〇在住ですが、今後も地域農業の利用調整に協力する意向を確認しておりますので、問題ないと考えます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。受付番号3番の譲受人の〇〇さんですが、住所が〇〇となっております。今まででしたら、遠隔地のため通い農業はできないのではないかと、この話しになっていたかと思いますが、今回の件で鹿児島県農業会議に確認をしたところ、現在の判断でいきますと、遠隔地だからということで一概に不許可とすることは控えてください。という見解となっております。他市町村においても、このような案件がありまして、遠隔地であっても申請人の営農体系を見ながら判断されているようです。なので、今回、〇〇在住ではございますが、週に数日は帰省されて農業をされるということであれば、やむを得ないのではないかと判断し、申請の受付をさせていただきました。

議 長： ありがとうございました。
他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 128 号、受付番号 1 番から受付 3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 128 号、受付番号 1 番、受付番号 2 番、受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 129 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： それでは、10 ページの議案第 129 号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(議案第 129 号 議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、11 ページから 28 ページまでです。
転用目的は、太陽光発電施設の設置に関するものとなっております。それぞれお目通しください。
なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。7 月 15 日、事務局、会長、横原委員、瀬戸山推進委員の 6 名と申請代理人で現地を調査しました。申請地は、〇〇線の〇〇より、北へ約 150 メートル行ったところの〇〇沿いにあます。申請人は本町を離れてから 30 年以上経っており、30 年以上前から近くの畜産農家が借りて牧草を作付けしておりますが、今回の売買を機に返却する予定です。太陽光発電施設の建設が目的の申請であるが、譲渡人は、現在、〇〇に居住しており、今後も帰郷し農業を営む意思もなく、また、周辺農地もほとんどが耕作されておらず、原野化あるいは山林化が進んでおります。さらに、周辺農地も昨年あたりから、風力発電や太陽光発電の申請が相次いで許可していることから、問題ないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。総会資料の 15 ページをお開きください。事業計画書ですが、その中程の建築面積の欄です。太陽光パネル 216 枚で面積が 468.99 m²と記載されております。今回の所要面積、申請面積が 1,550 m²でパネルの設置面積比率が 30 パーセントを少し超える

計画となっております。残地が多いのではないかとと思われる委員もいらっしゃるかと思
います。申請面積に対するパネル設置面積の割合ですが、県の基準が大体 30 パーセン
トとなっております、それを下回れば、県から残地について問い合わせがあるところ
です。県の基準を照らし合わせて、今回は 30 パーセントを超えているということで、申請
を受け付けております。また、その下の資金計画の欄です。この面積でパネルの設置とな
りますと〇〇万円を超え、〇〇万円から〇〇万円程度になるのではと思われます。今回
の事業費については、自社施工をされるということで、コストカット、この事業費で設
置ができるということでした。以上です。

議 長： 皆様方から何かございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 129 号、受付番号 1 番について許
可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 129 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を
送付します。

議 長： 次に議案番号 130 号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務
局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、29 ページの議案第 130 号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件です。

(議案第 129 号 議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、30 ページ、32 ページです。それぞれお目通しくだ
さい。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。現地調査の報告については、事務局から説明をさせていただきたいと思
います。今回の非農地証明願いの申請地については、相続を受けた〇〇氏も境界がはっきりしな
いということと、また、現地までの進入路がないと判断し、今申請については、航空写
真にて判断をさせていただきました。本日お配りした資料の 5 ページが航空写真でござ
います。上が現況写真、下が平成 20 年ごろの写真でございます。平成 20 年時点で、す
でに山林化していることが判断できるものとなっております。今回は、現地調査を実施
しておりませんが、この航空写真でご判断いただきたいと思います。

議 長： 事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。

農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 130 号、受付番号 1 番については非農地書して証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 130 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に議案第 131 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 131 号 議案書の読み上げ)

34 ページの集計表並びに 35 ページから 38 ページの集積計画については、それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議長： これより質疑に入りますが、受付番号 19 番に松山委員、受付番号 29 番から 34 番に日高推進委員、16 番に私に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたしますので、横原会長代理に進行をお願いします。

(松山委員・日高推進委員・橋口会長 退席)

議長代理： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

議長代理： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長代理： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 131 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長代理： 全員賛成ですので、議案第 131 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議長代理： これで、議長代理を終わります。

(松山委員・日高推進委員・橋口会長 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について
②その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和2年7月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員